

NPO法人健康サロン 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人健康サロンと称し、外国に対しては、HEALTH CARE SALON とする。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を広島県広島市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を福岡県太宰府市及び山口県岩国市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に高齢者に対して健康の維持・増進のための講演活動等を行うと共に、市民が適切な薬剤師を選択出来る事業を行うことで、地域住民のQOL（生活の質）の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 薬の正しい知識及び使い方の普及活動
- (2) 健康の維持・増進、疾病予防活動
- (3) 薬の正しい知識及び使い方の普及を目的とした服薬支援ツール等の販売
- (4) 健康の維持・増進、疾病予防の普及のための関連物品の販売
- (5) その他、上記目的を達成するために必要な事業

第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) サポート会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で定めることができる。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める書式によって代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は入会時及び年度始めに速やかに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員で退会しようとするものは、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その会員に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決により除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の定款または規則に違反したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費、その他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は正会員の中から総会の議決により選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねる事はできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 理事は、理事会を構成し、法令・定款及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

3 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対して、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以内の範囲において報酬を受けることができる。

- 2 報酬の額は、総会の議決を経て定める。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第五章 総会

(種別と構成)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 役員を選任、解任、職務及び報酬
- (4) 定款の変更
- (5) 解散、合併
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他理事会が必要と認める重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、また出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事署名人2名以上が署名、捺印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第六章 理事会

(構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会はこの定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会は毎事業年度2回以上必要なときに代表理事が招集する
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会においては理事総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定によって表決した理事は、前条第2項及び第3項、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第七章 事務局、顧問

(設置及び職員の任免)

第36条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長1名及び所要の職員を置く。
- 3 理事は職員を兼務することが出来る。
- 4 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会において定める。

(委員会等)

第37条 この法人は、業務企画推進のために、理事会の承認を得て企画運営委員会及び専門部会等の委員会を置くことができる。

2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第38条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

4 顧問は理事会における議決権を有しない。

第八章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収益

(4) 資産から生じる収益

(5) 寄付金品

(6) その他の収益

(資産の管理及び経費の支弁)

第40条 この法人の資産は、理事会の議決を経て代表理事が管理する。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算に関する書類は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 この法人の通常総会の議決を経るまでに暫定の事業計画及び活動予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

3 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書及び活動予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。但し、変更した内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告及び活動決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 解散及び合併

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、公益社団法人、地方公共団体に寄付するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十一章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第十二章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

付則

- 1 この定款は所轄庁の認証を経て登記した日（設立日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	水内 義明
理事	岡 敦子
同	鎌田 直博
同	木村 昌彦
同	下田代 幹大
同	當麻 雅子
同	二五田 基文
同	服部 聖
同	日高 澄子
同	開 浩一
同	御庄 良子
同	水内 恵子
同	森谷 知恵
監事	政岡 実幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立日から2018年度総会までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び活動予算は、第41条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立日から2018年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|------------|------|----------|
| (1) 正会員 | (個人) | 年会費一口5千円 |
| | (団体) | 年会費一口3万円 |
| (2) サポート会員 | (個人) | 年会費一口1千円 |
| | (学生) | 年会費一口5百円 |
| | (団体) | 年会費一口1万円 |